

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月16日

【会社名】 日本ペイントホールディングス株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役会長 代表執行役社長兼CEO 田中 正明

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【電話番号】 06 6455 9140

【事務連絡者氏名】 インベスターリレーション部長 田中 良輔

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】 03 3740 1110

【事務連絡者氏名】 総務部総務室長 永井 哲夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,185,139,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日本ペイントホールディングス株式会社総務部総務室(東京)
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年11月13日に四半期報告書（第195期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2020年8月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

< 前略 >

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第195期第1四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
2020年5月15日関東財務局長に提出
事業年度 第195期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
2020年8月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年8月21日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日に関東財務局長に提出
- (2)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月21日に関東財務局長に提出

(訂正後)

< 前略 >

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第195期第1四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
2020年5月15日関東財務局長に提出
事業年度 第195期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
2020年8月14日関東財務局長に提出
事業年度 第195期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
2020年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年11月16日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日に関東財務局長に提出
- (2)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年8月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年8月21日)現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年11月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年11月16日)現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。